

利晶学園大阪立命館中学校・高等学校保護者会

会 則

慶弔規程

各種委員会規程

事務規定

第1章 名称及び事務局

第1条

本会は、「利晶学園大阪立命館中学校・高等学校保護者会」と称し、事務局を利晶学園大阪立命館中学校・高等学校（以下、本校と言う）に置く。

第2章 目的

第2条

本会は、本校の建学の精神にのっとり、家庭と学校と社会との緊密な連携を図るとともに、健全な教育環境の保全と人格の形成を目指す教育の推進に寄与し、子供の権利と社会責任について、ともに学び理解を深めることを目的とする。

第3章 方針

第3条

本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。

第4条

本会の会員はその名において営利的、宗教的、政治的、その他本会の事業以外の活動を目的とする団体およびその事業に本会を利用してはならず、また、いかなる関係を持つてはならない。

第5条

本会は生徒の福祉のために活動する他の社会的諸団体および機関と協力する。

第6条

本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配統制干渉を受けてはならない。

第7条

本会は本校教職員と教育活動への協力についての話合いの場を持ち、その活動を助けるために意見を具申し、参考資料を提供する。なお本会の活動は本会則に定めるものの他に本校の教育活動等に干渉するものではない。

第8条

本会は本校の財政的維持に直接関与するものではない。但し、私学助成に関する署名等の活動や寄付金及び現物寄附をもって教育環境の改善等に寄与できる。

第4章 会員

第9条

本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者とする。また、教職員は議決権のない特別会員とし、会務に協力し助言する。

本校に在籍する生徒の保護者は本会の会員となる。

第5章 会の構成及び任期

第10条

本会に役員を置くこととし、中学校会員と高等学校会員によって偏りなく構成するものとする。

第11条

1 役員は次のとおりとする。

(1) 本部役員

- ① 会長 1名
- ② 副会長 2名（原則）
- ③ 書記 若干名
- ④ 会計 若干名
- ⑤ 会計監査 若干名

(2) 実行委員

各委員会の委員長と副委員長にて構成する。

(3) 学年委員

学年の会員から選出する。

各種委員会にて各委員長副委員長をサポートする。

2 本部役員・実行委員の任期は総会承認後から次年度の役員が総会にて承認されるまでの期間とする。ただし、再任を妨げない。

学年委員の任期は年度末までとする。

第6章 役員・学年委員の選出

第12条

役員の選出

(1) 前年度の本部役員は、本会の安定した運営のために本部役員・実行委員の各候補者案を決議し、その後、指名委員会に諮って候補者を選出した後に、総会において承認を得て選出する。

ただし、現会長を含む現役員は指名委員会の推薦によって候補者になることができるものとする。

(2) 指名委員会は、原則として、実行委員会にて構成する。

第13条

学年委員は、各学年の会員の自薦・他薦で選出した後、各学級担任の助言及び協力のもとで決定する。

第14条

保護者のうち役員及び学級委員に就任する者の子が複数名本校に在籍する場合であっても保護者1名のみが委員に就任することが出来るのであって、委員資格を重複取得することとは出来ない。

第7章 役員・学年委員の役割

第15条

役員の役割

1 本部役員の役割

- (1) 会長は本会を代表し全体を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在あるいは事故あるときに代行する。
- (3) 書記は実行委員会及び各種委員会の活動状況を把握し報告する。
- (4) 業務契約書に基づく会計と会議等の記録は外部の専門家に委託する。
- (5) 会計は本会に関する経理を行う。
- (6) 会計監査は、本会に関する経理が適正に処理されているかを監査し、総会において監査報告を行う。

第16条

学年委員は、各種委員会に所属し、各種委員長をサポートする。

第8章 総会

第17条

- 1 総会の開催は年1回以上とし、下記の事項を決議及び報告する。
 - (1) 役員の選出
 - (2) 予算・決算・監査
 - (3) 保護者会年間行事
 - (4) 会則の改定
- 2 実行委員会にて提議された事項（総会の議決権行使書に記載）は事前に本校から生徒を通じて会員に配布される。
- 3 議決権行使書の集計の結果、議案に賛成するものが多数の場合は総会の開催はしないこととする。

第18条

本会会員は本校在校生1人につき1議決権を有する。

第19条

総会は、会員の5分の3以上の議決権行使書提出により成立する。

第20条

決議は出席者の過半数（議決権行使書提出者含む）の賛成を必要とする。但し、本会則の変更を行うときは出席者の3分の2以上の賛成（議決権行使書提出者を含む）を必要とする。

第21条

会長は、臨時総会開催が必要と認められた場合、または全会員の5分の1以上の開催要求があった場合には実行委員会に諮り、これを招集するものとする。

第9章 実行委員会

第22条

- 1 実行委員会は、本部役員と実行委員にて構成され、下記の事項を決議、報告及び審議する。
 - (1) 教育後援会と定期的に情報交換し環境改善案等を諮り決議
 - (2) 会則改定案の検討及び規程の改定等の決定
 - (3) 各種委員会の人員及び各種委員会各委員長・副委員長の決定
 - (4) 本部役員によって立案された事業計画
 - (5) 総会に提出する報告書を審議
 - (6) 各種委員会の設置及び廃止を検討及び決議
 - (7) その他、会務の重要事項を審議
- 2 決議は3分の1以上の出席で、原則として出席者の過半数以上により行う。

第23条

会員のプライバシーを侵害する恐れのある議案及び報告に関しては、実行委員会の委員は守秘義務を負うものとする。

第24条

会長または役員の半数以上が必要と認めた場合、臨時実行委員会を開催する。

第10章 各種委員会

第25条

本会の活動を推進するため、別に定める規程により各種委員会を置く。

第11章 会費

第26条

本会の経費は原則として入会金および会費をもって支弁する。

第27条

本会の会費は、入会金 1,200円、会費年額18,600円とする。ただし、繰越金等会計状況を勘案し、会費年額を変更することがある。

第28条

生徒の退・転学等による退会について、入会金は返金しない。会費については年額会費に年度初めから退・転学するまでの在籍月数を乗じ、12で除した額（端数切捨て）とし、超過徴収分は返金する。

第29条

休学者については、会費は徴収しないものとし、復学後から年度末までの会費徴収額は、復学した日が属する月から徴収する。

第30条

- 1 校長より免除要請がある場合、要請された会員（以下「免除会員」という。）の会費を免除することができる。
- 2 納期までに会費を納付しない会員（以下「未納会員」という。）は、本会則に定める

すべての権利を執行できない。

第31条

会費等の出納等経理事務は、年度当初に覚書を交わしたうえで、次の事項について本校に委託する。

- (1) 会員からの会費徴収及び退会者への返金
- (2) 保護者会名義の預金口座の管理及び口座への入出金処理
- (3) 会費の出納業務及び出納状況の管理
- (4) 予算（案）及び決算（案）の作成補助
- (5) 伺書及び領収書並びに議事録等の保存

第12章 予算執行

第32条

本会の資産は第2条及び第8条のため以外には支出または使用してはならない。

第33条

本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第34条

中学校と高等学校の活動の違いを勘案し、予算のすべてまたは一部について中学校用と高等学校用に分けて作成することができる。また、決算も同様とする。

第35条

予算の執行は、別紙（様式1）により、会長の決裁後行うものとする。但し、時間等の都合上、執行内容及び金額について会長が事前に了承した場合は、この限りではない。

第36条

- 1 200,000円以上の物品の購入については、2社以上の相見積の上、最適な価格にて予算を執行することを原則とする。但し、独自性等を会長が認める場合はこの限りではない。
- 2 講師を招いての講演や実験、劇団を招いての観劇等、生徒の教育活動や会員のための交流活動等においては、実行委員会の決議により相見積の原則を除外できる。

第37条

本会が主催する会員の知識向上のための活動については、各活動につき一人5,000円を上限に補助できるものとし、超過分については実費徴収とする。但し、免除会員については免除割合に応じて補助の上限を減じ、未納会員については補助の全額を減じる。

第38条

防災対策に係る予算執行は実行委員会の決議を以て執行する。

第39条

予備費の執行は実行委員会の決議を必要とする。

第13章 生徒の教育活動支援

第40条

本会は、本校における教育環境の整備や生徒の教育活動のために「生徒活動協力費」として、毎年、会員一人につき6,000円をめどとして寄付を本校に行うものとする。会員数確定の基準日は原則5月1日とし、会費を免除された会員数は除くものとする。

第41条

- 1 本会は、本校の教育活動における生徒の研究発表及び部（クラブ）活動について支援するものとし、その対象は次のとおりとする。
 - (1) 国際大会出場に対する支援
 - (2) 全国大会出場に対する支援
 - (3) 西日本大会出場に対する支援
 - (4) 近畿大会出場に対する支援
 - (5) その他、上記に準ずると実行委員会にて認められた大会に対する支援
 - (6) 上記(2)～(5)については、大阪府内での予選がない大会は対象外とする
 - (7) 大阪府内で開催される宿泊を伴わない大会は対象外とする
- 2 支援対象者は、部員全員とする。また、大会に同行するマネージャーも同様とする。但し、未納会員を保護者とする生徒は支援対象外とする。

第42条

- 1 支援金額については、予算内とし、次のとおりとする。
 - (1) 国際大会 1 人 30,000 円
 - 1 クラブ上限 300,000 円
 - (2) 全国大会 1 人 20,000円
 - 1 クラブ上限 200,000 円
 - (3) 西日本・近畿大会 1 人 2,000 円 上限なし
- 2 (1)(2)については年一度を上限とする。

第43条

- 1 申請については、別紙(様式2)を使用し、クラブ顧問が記入及び申請するものとし、実行委員会にて承認された場合のみ支援する。
- 2 支援を受けたクラブ顧問は、速やかに支援対象者の保護者による受領書(様式3)を作成し、本会に提出する。
- 3 申請に虚偽があった場合は、支援金を速やかに本会に返還するものとする。また、虚偽の申請があったクラブへの支援は、虚偽の事実が明らかになった日から1年間停止する。

第44条

支援を受けたクラブ顧問は、大会結果を速やかに本会に連絡するとともに、実行委員会において報告する。

第45条

第44条の規定にかかわらず、個人で全国大会・国際大会に出場し顕著な成績を収め、本校の名を知らしめた生徒に報奨金等を支給できるものとし、その内容は実行委員会で決定する。

第46条

第44条の規定にかかわらず、学校の教育活動に大きく貢献した生徒等に対して報奨金等を支給できるものとし、総会での3分の2の賛成を得た後に執行することとする。上限額は200,000 円とする。

附 則

附則第1条 本会の慶弔規程及び各種委員会規程を別に定める。

附則第2条 この会則は2025年度総会の日から適用する。ただし第12章については2025年4月1日に遡って適用する。

附則第3条 本会の実行委員会事務規程を別に定める。

附則第4条 本会の各種委員会規程を別に定める。

利晶学園大阪立命館中学校・高等学校保護者会慶弔規程

1. 保護者会会員死亡の場合は、弔慰金 30,000 円と檜一對と弔電をおくる。
2. 生徒死亡の場合は、弔慰金 30,000 円と檜一對と弔電をおくる。
3. 特別会員死亡の場合は、弔慰金 30,000 円と檜一對または盛花をおくる。
4. 特別会員の父母、配偶者死亡の場合は、弔慰金 10,000 円と檜一對または盛花をおくる。
5. 特別会員の結婚、出産の場合は、次の規定により祝儀をおくる。
 - (1) 結 婚 20,000 円
 - (2) 出 産 10,000 円
6. 特別会員の入院をともなう病気・怪我などの場合、次の規定により見舞金をおくる。
見舞金 10,000 円
8. 会員・特別会員が本校公務のため殉職した場合、本校ならびに本会の合同葬儀を行うことができるものとし、その遺族に対しては最大限の弔慰金をおくる。
その方法及び弔慰金については、実行委員会で決定する。生徒の公傷死の場合もこれに準ずる。
9. 上記以外の特別な慶事および弔事については、実行委員会がこれを決める。
10. 慶弔規程の改定は、実行委員会で決定する。
11. この規程は 2025 年度総会の日から適用する。

利晶学園大阪立命館中学校・高等学校保護者会各種委員会規程

1 本会に、次の委員会を置く。

ア. 本部役員会

イ. 実行委員会

(1) 行事委員会

(2) ガイダンス委員会

(3) 研修委員会

(4) 国際委員会

(5) 防災委員会

(6) カルチャー委員会

2 本部役員会の活動は次の通りとする。

ア. 会長・副会長・書記・会計・会計監査で構成し、生徒会や学校と意見交換し、実行委員会で報告。

イ. 中高合同事業企画

ウ. 新規事業企画

エ. 各種委員会にて、当該委員会の委員長の依頼があれば、会長が本部役員の中から指名した者が当該委員会の委員長の代わりを務める。

オ. 後援会との連携

カ. 会長は後援会役員に会議への出席を要請することが出来る。会議に出席した後援会役員は1個の議決権を持つ。

キ. 卒業記念品・卒業広報誌の発刊・卒業コサージュ立案

ク. 研修会の立案

ケ. 本部役員による入学式・卒業式への出席

コ. 各委員会のサポート

3 実行委員会の活動は次のとおりとする。

本部役員会にて決議されたものを、滞りなく遂行できるように務める。

(1) 行事委員会の活動は次の通りとする。

ア. オープンスクールの受付の実施

イ. 各行事のドリンクブースの管理

(2) ガイダンス委員会の活動は次の通りとする。

ア. 会員に対する人権教育推進に関する活動の実施

イ. 大阪府等が開催する人権に関する講演会への参加

ウ. 私学教育推進に向けての取り組み及び講演会等への参加

エ. その他、私学教育推進に関する実施

(3) 研修委員会の活動は次の通りとする。

ア. 会員対象の研修会実施

(4) 国際交流委員会の活動は次の通りとする。

ア. クリスマスツリーの設置撤去及び管理

イ. 学校から依頼があれば留学生の交流活動の実施

学内で行えることを基本とするが、学外に出る場合は、留学生 1 名につき国際交流委員 2 名までを付添とし、同委員と留学生には交通費と昼食代として上限 5,000 円を支給するものとする。引率を教員が行う場合も同等とする。

(5) 防災委員会の活動は次の通りとする。

ア. 学内の防災訓練等の見学

イ. 会員の防災意識向上を目的とする防災センター等への年に一度の見学の実施

(6) カルチャー委員会の活動は次の通りとする。

ア. 中高卒業生へのコサージュの作成の実施

4 各種委員会の構成及び運用は次の通りとする。

ア. 各種委員会の委員は実行委員及び学年委員で構成し、所属する委員会及び委員長並びに副委員長は指名委員会にて決定する。

イ. 各種委員会において、委員長が高等学校委員より選出された場合は、副委員長を中学校委員より選出するものとし、逆の場合も同様とする。但し、活動内容や活動状況によっては指名委員会での決定により異なる構成も可とする。

ウ. 各種委員会は、委員長のもと適宜会合を開き、積極的に活動を行うものとする。

エ. 企画内容によっては、中学校の会員のみ、もしくは高等学校の会員のみの会合を開くことが出来るものとする。但し、実行委員会に諮る内容を話し合う会合については、必ず委員長もしくは副委員長が出席しなければならない。

ウ. 学外に出向く活動の場合に限り一律 1 人 1,500 円宛の交通費を支給する。但し、全会員対象の活動は除く。

5 各種委員会は、開催予定の主な催しの実施計画並びに実行予算について、事前に本部役員（会計）に提示し、助言を求めることとする。

6 各種委員会は本部役員（会計）の助言を参酌し、実施計画並びに実行予算を調整し、実行委員会に諮ることとする。

7 各種委員会の廃案等については、本規程の変更により行う。但し、特別な課題に対し緊急に対応が必要な場合は、実行委員会の決議により期間を定めて特別チームを置く事ができる。

8 各種委員会規程の改定は実行委員会で決定する。

9 この規程は 2025 年度総会の日から適用する。

利晶学園大阪立命館中学校・高等学校保護者会実行委員会事務規程

- 1 会長は、実行委員会を招集し、議事案件の審議の議長を務めるものとする。会長が不在の時あるいは事故あるときは副会長が代行するものとする。
- 2 役員、各種委員会委員長は、実行委員会に諮る案件がある場合には、その趣旨や内容等を実行委員会会議の議題にあげ、承認を得てから、各委員会にて実施する。
- 3 利晶学園大阪立命館中学校・高等学校保護者会との間で委託契約を結んだ会計士は、同校保護者会実行委員会等に出席し、記録者として実行委員会の議事録を作成する。また、会計担当者として、同校からの出金要望書・申請書承認及び承認済み要望書と領収書の照合を行い、会計報告を行う。
- 4 書記は、実行委員会次第を元に本会の報告をする。
- 5 会計は、会費の収入状況並びに事業予算の執行状況を確認の上、実行委員会に報告する。また、会計は、実行予算の掲示を受けた場合、速やかに内容を確認し、それぞれに必要な助言を行う。
- 6 各種委員会は、実行委員会において実施した主な事業に関する実施報告を行う。
- 7 実行委員会の議事録及び資料の保存期間は10年間、会計書類の保存期間は7年間とする。
- 8 実行委員会事務規程の改定案は本部役員会にて作成、実行委員会で決定とする。
- 9 この規程は2025年度総会の日から適用とする。

以上